

随意契約結果書

業 務 名	月刊誌 SAVVY 広告掲載
契 約 の 相 手 方	(株) 京阪神エルマガジン社
契約金額 (消費税抜き)	¥4,600,000
契約制限価格 (消費税抜き)	¥4,600,000
契 約 年 月 日	平成 27年 12月 22日

※消費税抜きとは、消費税及び地方消費税を除いたものである。

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	月刊誌SAVVY広告掲載
2 業 者 名	(株) 株式会社京阪神エルマガジン社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路の利用促進を図るため、雑誌に広告の掲載を行うものである。利用促進を図るにあたっては、年齢層、性別、地域、特性等について、対象を勘案して効果的に展開していくことが重要であり、今まで訴求してこなかった京阪神エリア在住の若年女性層を対象とした広報展開を考えているところ。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、①京阪神エリアを中心としたおでかけ情報等を紹介していること、②京阪神エリア在住の若年女性層が購読者であること、③定期的に一定の規模で発行される認知度の高いものであること、等を満たす雑誌を発行する者が契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>月刊誌「SAVVY」は、京阪神エリアを中心に旬な情報やおでかけスポットを紹介する記事等で誌面を構成しており、若年女性を中心とした幅広い読者が購読する毎号約17万部発行の雑誌で、京阪神エリアを中心として発行される唯一の月刊女性誌である。</p> <p>また、同誌は創刊から31年を経過しており、京阪神エリアでの認知度も高く、購読者基盤がすでに存在し、一定の広告訴求効果が期待できることから、最も効果的に利用促進を図ることができるものと思料される。</p> <p>よって、月刊誌「SAVVY」を発行する株式会社京阪神エルマガジン社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	

契約の内容

契約年月日	平成 27年 12月 22日
契約業者名	(株) 京阪神エルマガジン社
契約業者の住所	大阪市西区江戸堀 1 - 1 0 - 8
業務の名称	月刊誌SAVVY広告掲載
業務場所	阪神高速道路株式会社の指定する場所
業務種別	役務提供等
業務概要	本業務は、阪神高速道路の利用促進を図るため、雑誌に広告の掲載を行うものである。利用促進を図るにあたっては、年齢層、性別、地域、特性等について、対象を勘案して効果的に展開していくことが重要であり、今まで訴求してこなかった京阪神エリア在住の若年女性層を対象とした広報展開を考えているところ。
業務期間(自)	平成 27年 12月 23日
業務期間(至)	平成 28年 2月 29日
契約金額	4,968,000 円

※金額は、税込みである。